

自衛官削減のための取組みについて

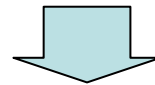
平成18年11月2日

防 衛 庁

1 自衛官の定員管理

自衛官は、我が国の平和と独立を守ることを任務とする「実力集団」であり、以下のような特徴あり。

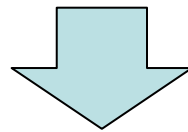
- ① 陸上自衛隊については、人的勢力が陸上防衛力そのものであり、定数それ自体が、**他国に対する国家としての防衛の意思又は能力を示すこと**
- ② 自衛官は、直接又は間接に戦闘に従事する国際法上の「戦闘員」であり、高度の専門性・特殊性を有することから、その**育成には相当の期間を要すること**
- ③ 海上自衛隊・航空自衛隊については、**艦船や航空機等の装備品の運用に必要な人員**を個々に積み上げているため、定数削減により装備品等が稼働しなくなる**こと**
- ④ 精強性を維持するため、若年定年制や任期制自衛官（士の階級の多くを2～3年の任期を定めて任用）といった**行政機関と異なる人事制度が存在すること**



- このため、自衛官の定員管理については、行政機関の職員の定員管理とは全く異なるものとして、総定員法では扱わず、「防衛計画の大綱」、「中期防衛力整備計画」等を定めることにより、計画的に削減。
- このような特殊性から、行政改革推進法でも、自衛官については行政機関のように5%以上の純減という数値目標を明記することなく、**行政機関に準じて民間委託等を行うことにより実員を純減するとされた。**

2 総人件費改革のための防衛庁の取組み①

- 防衛庁としても、「簡素で効率的な政府」を実現するための行政改革が内閣の重要課題と認識。
- 各種事態への対処、国際協力活動や災害派遣などの自衛隊の活動に影響を与えないよう、教育や給食、整備等の分野で民間委託を進めることなどにより対応。
- 他方、**戦闘に関わる分野の民間委託は不可能であり、その他の分野の削減にも以下のような限界あり。**
 - ・ 災害派遣や海外派遣の際には、食事等を含め、部隊として自活できる必要があり（**自己完結性**）、給食・整備等の分野であっても**業務全てを民間委託することは軍事組織として不可能。**
 - ・ 僻地にある駐屯地等では給食や整備を実施できる**業者が近隣に存在しない場合**があり、また、僻地等に業者を派遣する経費が高額となる場合もあること。



- こうした実力組織の特殊性からくる困難性がある中で、内閣の重要な政策課題である総人件費改革に全力で取り組み、**0.6万人+αの自衛官(実員)を削減する方針。**

3 総人件費改革のための防衛庁の取組み②

現段階で計画している0.6万人の実員削減の内訳は、以下のとおり。

① 民間委託等の推進

- ・ 教育、給食、整備等の分野での民間委託
- ・ 地方協力本部の援護業務の民間委託及び募集業務の効率化

② 自衛隊生徒制度等の見直し

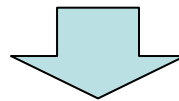
- ・ 海・空自の自衛隊生徒について、制度を廃止。
- ・ 陸自の自衛隊生徒及び看護学生について、身分を見直し、防衛大学校の「学生」並びとする。

(注) 自衛隊生徒及び看護学生は「自衛官」であり約15～18万円の俸給を受ける一方、防衛大学校の「学生」は「自衛官」ではなく、約10.6万円の手当のみ支給を受ける。

③ 防衛医科大学校の独立行政法人化

- ・ 防衛医科大学校及び附属病院を22年度から独立行政法人化。

(注) これに伴い自衛官0.6万人の削減の他に、事務官等1,065人の削減も上積み。



- 19年度概算要求においては、①民間委託、②自衛隊生徒制度の見直し、③防衛医大の独立行政法人化を着実に実行するための施策にそれぞれ着手。
- さらに、現在、**22年度までの削減計画を策定中。**